

令和8年度 区・町内会役員の報告について（依頼）

下記のとおり、区長会事務局（くらし人権課内）まで、令和8年度新役員名の報告をいただきますようお願いします。

なお、報告いただいた氏名、住所、連絡先については、自治会活動に必要な場合に限り、外部提供を行っています。関係する役員のみなさまには、その旨お知らせいただきますようよろしくお願いします。

また、町内会加入世帯減少などにより、やむを得ず、町内役員報告書②の福祉委員が選出できない場合は、その旨を記載して提出願います。また、提出不要の、町内会役員報告書③の青少年委員、体育委員についても同様に、選出ができない場合もやむを得ないと考えています。

【提出書類一覧】

| 区分 | 提出書類 | 問合せ・担当 | 提出期限 | 提出先 |
|-----|--|---|-------------|--------|
| 区 | 区役員報告書 NO. 1 (区長、副区長名を報告) | 区長会事務局：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） | 2／9 (月) | くらし人権課 |
| | 区役員報告書 NO. 2 (福祉委員長、福祉副委員長、体育委員長、体育副委員長を報告) | <福祉委員>社会福祉協議会：藤井 TEL:0572-25-1134（代表） <体育委員>文化スポーツ課：岡田 TEL:0572-22-1191（直通） | 3／27 (金) | くらし人権課 |
| 町内会 | 町内会役員報告書① (町内会長、広報世話係、加入世帯数、班数、広報配付数、回覧部数を報告) | <町内会長等>区長会事務局：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） <広報配付数等>秘書広報課：水野 TEL:0572-22-1372（直通） | 3／6 (金) | くらし人権課 |
| | 町内会役員報告書② (町内会副会長、福祉委員を報告) | <町内会副会長>区長会事務局：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） <福祉委員>社会福祉協議会：藤井 TEL:0572-25-1134（代表） | 3／27 (金) | くらし人権課 |

【参考】提出は不要です。必要に応じて活用ください。

| 区分 | 提出書類 | 問合せ・担当 | 提出期限・提出先 |
|-----|---------------------------------|--|-----------------|
| 町内会 | 町内会役員報告書③ (青少年委員、体育委員、班長を報告) | <班長>区長会事務局：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） <青少年委員>教育推進課：川原 TEL:0572-23-5904（直通） <体育委員>文化スポーツ課：岡田 TEL:0572-22-1191（直通） | 提出不要 (各区で管理) |

<問合せ>
くらし人権課 くらしグループ 担当：丹羽
電話 0572-22-1134（直通） FAX 0572-25-7233
メール kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

区長各位

令和8年度区役員報告書の提出について

日頃は多治見市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

区で選出された令和8年度の区役員について、下記のとおり「区役員報告書」に記載の上、提出してください。

| 様式 | 選出役員 | 期待される役割、報告いただいた氏名、住所、連絡先電話番号の活用予定等 | 問合せ先 |
|-------|--------------|---|------------------------------------|
| NO. 1 | 区長 | <p>区長会議の開催案内等、区長へ連絡をする際に活用します。</p> <p><u>道路工事等の周知や、区・町内会加入手続き等自治会活動に必要と判断した場合には、外部(事業者等)に連絡先を提供する場合がありますのでご承知おきください。</u></p> <p>そのほか、市政運営に関し地域の方々へご相談したい場合など、くらし人権課を始め、市役所各課から連絡が入る場合があります。</p> | くらし人権課：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） |
| | 副区長 | 区長へ連絡が付かない場合など、区に関する相談をさせていただく際に、市役所各課職員から連絡が入る場合があります。 | |
| | 区役員会 参加者数 | 区長会議等で、町内会長まで周知や作業依頼をする場合に、必要な部数を確認するため、報告をお願いします。 | |
| NO. 2 | 体育委員長 | <p>【期待される役割】区のスポーツ行事等を実施される際の市への各種手続きや連絡調整役</p> <p>「スポーツ推進委員・区体育委員等交流会【5～6月頃開催予定】」の開催案内の送付やスポーツ行事開催にかかる保険加入の手続き、学校施設、市体育施設、軽スポーツ用具の借用等をしていただく際の連絡先として活用します。</p> | 文化スポーツ課：岡田 TEL:0572-22-1191（直通） |
| | 体育副委員長 | 基本的には、文化スポーツ課から連絡が入ります。 | |
| | 福祉委員長 | <p>【期待される役割】地域の見守りを行う福祉委員活動の運営や取りまとめといった福祉活動の中心的な役割</p> <p>福祉委員活動における社会福祉協議会との連絡調整役</p> | 社会福祉協議会：藤井 TEL:0572-25-1134（代表） |
| | 福祉副委員長 | <p>社会福祉協議会からは、主に福祉委員事業について連絡が入ります。</p> <p>また、いただいた情報は、地域福祉を推進する事業を行う目的で、地域包括支援センター等、関係機関に提供を行う場合があります。</p> <p>なお、いただいた情報で、社会福祉協議会にてボランティア活動保険へ加入します。</p> | |

町内会長各位

令和8年度町内会役員報告書の提出について

日頃は多治見市政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

町内会で選出された令和8年度の役員について、下記のとおり「町内会役員報告書」に記載の上、区を通じて提出してください。

| 様式 | 選出役員 | 報告いただいた氏名、住所、連絡先電話番号の活用予定等 | 問合せ先 |
|----|---------------|---|-----------------------------------|
| ① | 町内会長 | <p>【期待される役割】町内会の取りまとめ役</p> <p><u>道路工事等の周知や、区・町内会加入手続き等、町内会活動に必要と判断した場合には、外部（事業者等）に連絡先を提供する場合がありますのでご承知おきください。</u></p> <p>そのほか、市政運営に関し地域の方々へご相談したい場合など、くらし人権課を始め、市役所各課から連絡が入る場合があります。</p> | くらし人権課：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） |
| | 世帯数・班数 | <p>加入世帯数は市政協力業務委託費の算定根拠として活用します。</p> <p>班の数は地域でどの程度の班編制がされているかを確認するため報告をお願いしています。</p> <p>令和8年3月1日時点の数をお知らせください。</p> | |
| | 広報世話係 | <p>【期待される役割】広報たじみや回覧文書の町内、班への発信</p> <p>広報の配付に関してご相談したい場合などに、秘書広報課から連絡が入ります。</p> | |
| | 広報配付数 回覧部数 | <p>広報たじみをお届けする数及び回覧に必要なチラシ等の部数を確認するため報告をお願いしています。</p> <p>令和8年3月1日時点の数をお知らせください。</p> <p>※町内の事業所にも広報紙を配布する場合には、その部数を含めた数を記載してください。</p> <p>※回覧文書必要部数については、「控えとして一部保管」、「世帯数が多く、回覧に時間がかかる」、「昼間は留守宅が多い」などの理由から、必ずしも班数と同じ部数になるとは限りません。その場合には、実際に必要となる部数を記入してください。</p> <p><u>※デジタル回覧板を利用するため、紙の広報紙は不要という場合は、部数を減らして報告してください。</u></p> | 秘書広報課：水野 TEL:0572-22-1372（直通） |

| 様式 | 選出役員 | 報告いただいた氏名、住所、連絡先電話番号の活用予定等 | 問合せ先 |
|---------------|-------|--|------------------------------------|
| ② | 副町内会長 | 【期待される役割】町内会長と協力して町内会運営を実施 町内会長に連絡が取れない場合は、副町内会長に相談させていただく場合があります。くらし人権課をはじめ、市役所各課から連絡が入る場合があります。 | くらし人権課：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） |
| | 福祉委員 | 【期待される役割】地域が高齢化し、つながりが薄くなりつつある中で、地域住民の見守りと生活の問題を抱える人を早期に発見し、支援するきっかけになるよう関係機関へ状況を伝達すること いただいた情報で社会福祉協議会にてボランティア活動保険へ加入します。保険へ加入するため、ご夫婦で活動される場合などは、両者のお名前を報告願います。 また、地域で福祉委員事業、地域福祉活動を進めていただくため、福祉情報の提供をする際に活用します。基本的には、社会福祉協議会から連絡が入ります。また、いただいた情報は、地域福祉を推進する事業を行う目的で、地域包括支援センター等、関係機関に提供を行う場合があります。 1つの町内会から1名以上選出をお願いします。 <u>※町内会加入世帯減少などにより、やむを得ず、町内役員報告書②の福祉委員が選出できない場合は、その旨を記載して提出願います。</u> | 社会福祉協議会：藤井 TEL:0572-25-1134（代表） |
| ③ 提出 不要 | 青少年委員 | 【期待される役割】区や町内会での子ども対象の事業の開催や、子どもの安全を見守る活動に取り組んでいただいている。 各校区にある青少年まちづくり市民会議が行う青少年健全育成事業にもご協力いただいている。 | 教育推進課：川原 TEL:0572-23-5904（直通） |
| | 体育委員 | 【期待される役割】スポーツ行事等を実施される際の市への各種手続きや連絡調整役。 基本的には、文化スポーツ課から連絡が入ります。 「スポーツ推進委員・区体育委員等交流会【5～6月頃開催予定】」への参加（希望者のみ）やスポーツ行事開催にかかる保険加入の手続き、学校施設、市体育施設、軽スポーツ用具の借用等をしていただく際の連絡先として活用します。 | 文化スポーツ課：岡田 TEL:0572-22-1191（直通） |
| | 班長 | 【期待される役割】班のとりまとめ、町内会長、区長との調整役 必要に応じて班長を選任し、町内会長及び各区へ報告してください。 | くらし人権課：丹羽 TEL:0572-22-1134（直通） |